

中小企業金融円滑化法の期限到来後における対応について

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法が期限を迎えますが、当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においてもこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といった中小企業金融円滑化の取組みを積極的に継続してまいります。

1. 当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様、相互扶助の精神に基づきお客さまの状況を十分に把握したうえで、関係金融機関とも連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給等に積極的に取組んでまいります。
2. 当組合は、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案するなど、コンサルティング機能の発揮に努めます。

以上